

第2回定例会会議録

令和3年 6月14日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、会議を再開します。

本日、蒸し暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も、全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

- ―――日程第1 議案第45号 令和3年度町単独GIGAスクール構想
ドリル学習用ソフト購入契約について―――
- ―――日程第2 議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第3 議案第47号 御代田町手数料徴収条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第4 議案第48号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第5 議案第51号 令和3年度御代田町一般
会計補正予算案（第1号）について―――
- ―――日程第6 議案第52号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別
会計補正予算案（第1号）について―――
- ―――日程第7 議案第53号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別
会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） これより6月4日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、陳情について、日程に従い、各常任委員長から報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第45号 令和3年度町単独G I G Aスクール構想ドリル学習用ソフト購入契約についてから、日程第7 議案第53号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてまでを一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 3ページをお開きください。

御代田町議会議長 五味高明様

令和3年6月14日

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第45号 令和3年度町単独G I G Aスクール構想ドリル学習用ソフト購入契約について

議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第47号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第48号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第51号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第52号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

議案第53号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第51号については、町民建設経済常任委員会にも付託しておりますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号から第53号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第45号 令和3年度町単独GIGAスクール構想ドリル学習用ソフト購入契約について、議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第47号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第48号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第51号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について、議案第52号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）につ

いて、議案第53号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）については、委員長報告のとおり決しました。

- ―――日程第 8 議案第49号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 9 議案第50号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第10 議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第8 議案第49号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから、日程第10 議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 池田るみ君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君）

御代田町議会議長 五味高明様

令和3年6月14日

町民建設経済常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第49号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第50号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について

て

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号から第54号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第49号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第50号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第54号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 陳情第22号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を
求める意見書」採択を求める陳情―――

―――日程第12 陳情第23号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を
求める意見書」採択を求める陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第11 陳情第22号 「さらなる少人数学級推進と教育予

算の増額を求める意見書」採択を求める陳情、日程第12 陳情第23号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 5ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第22号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情

(6月4日の議会において付託)

2. 件名 陳情第23号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情

(6月4日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和3年6月14日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

○議長(五味高明君) ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第22号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第22号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第22号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第23号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第23号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第23号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第13 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第13 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報公聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書

のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第14 意見書案第14号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を

求める意見書案について―――

○議長(五味高明君) 日程第14 意見書案第14号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付してありますとおりです。本案について、趣旨説明を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 意見書案第14号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書案の趣旨説明を行います。

義務教育標準法の裏づけによる35人学級推進については、本年度から法的な裏づけが実現したところです。しかしながら、コロナ禍や新学習指導要領、貧困、いじめ、不登校への対応など課題が山積する中で、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級の推進等が不可欠です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第14号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、意見書案第14号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第15 意見書案第15号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を
求める意見書案について―――

○議長(五味高明君) 日程第15 意見書案第15号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付してありますとおりです。本案について、趣旨説明を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 意見書案第15号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案の趣旨説明を行います。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担が2分の1から3分の1になりました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間で教育格差が生じうること大きな問題です。

教育の機会均等と水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第15号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、意見書案第15号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

ただいま町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第55号を追加日程第1とし、議題にすることに決しました。

――追加日程第1 議案第55号 御代田町個人情報保護条例の一部を

改正する条例案について――

○議長(五味高明君) 追加日程第1 議案第55号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 追加議案書1ページをご覧ください。

議案第55号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月14日 提出

御代田町長 小園拓志

次の追加議案書の2ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたこと及び情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたことに伴う一部改正です。

改正概要は、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲が拡大され、法律上の号が追加されたことにより、本条例が引用している号にずれが生じたため、第20条第4項中、第19条第7号を、第19条第8号に改めるものです。

併せて、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたため、情報提供等記録の訂正通知を行う場合の通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に改めるものです。

附則としまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものです。

次の3ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第55号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（五味高明君） 閉会に先立ち、小園町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

上程いたしました議案に関し、全て原案どおりでお認めいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

コロナワクチンの接種の推進についてでありますけれども、町では、65歳以上の皆さんの、ワクチン接種予約がかなり高水準に達しており、未予約の方がかなり少なくなっていること、それに伴い、接種予約に余裕が出ていることを受け、65歳未満の特定の方々に先行接種を実施、または計画しているところであります。

先週月曜、火曜に民間の方を含めて保育士や幼稚園教諭、介護施設の方、教職員の方、教育委員会職員に第1弾を実施しておりまして、本日とあすにかけて、保健福祉課や町民課など、高齢者のご自宅を訪問したり、窓口対応に従事する職員に第2弾を実施してまいることとしております。

先週金曜日の全員協議会で、私も接種すべしとの結論をお出しいただいたところでありますので、本日午後、病院に向かいまして、問診等の問題がなければの前提でありますけれども、接種していただくこうと考えております。

県は、先週金曜日に先行接種に該当すべき業種の目安もお示しになったところであります。当町で17日にスタートする基礎疾患保有者の予約状況を見極め、先行接種の第3弾以降も実施していけるかを慎重に検討してまいります。

ワクチン接種は、自分さえやれば安心というものではありません。町民全体でせめて半数は接種していただかないと、集団免疫上、大きな効果は出てこないものと認識しております。我先にというお気持ちも理解できるところでありますけれども、町といたしましては、町内の医師の皆さんのおかげでこの町の規模としては極めて充実した接種体制を持っておりまして、そちらをできるだけフル活用し、希望する

町民全体が接種を完了できる日を1日でも早く迎えられるように、推進してまいりますので、議員の皆様、また、町民の皆様のご理解をお願いいたします。

今議会では、男女共同参画計画に関する一般質問を頂戴いたしました。努力義務とはいえ、町が策定できるようになってからもう20年が経過しております。これまで一体何をやっていたのかと強い疑問を持ったところであります。また、一方で、私も就任から2年3か月あまり、この状況をきちっと認識していなかったことは、大いに反省すべきところかと思えます。

お隣の小諸市では、もう7つ目の計画をこの3月に発表されたということで、周辺の市町村から見ても大きく立ち遅れているのは事実であります。

今後、計画策定に先立つ条例の整備、そして、町内の男女が審議会のテーブルについてしっかりと実質的に議論し、現在の考え方はもちろん、未来の価値観も大いに含んだ、県内でも先を行った計画を作れるように勧めてまいりたいと考えておりますので、これまでの反省を踏まえながら、議員の皆様のご協力とお見守りをお願い申し上げたいと考えております。

また、町のトップマネジメントに充実に関するご質問も頂戴いたしました。各種政策の意思決定に関する理事者の寛容度合いが、私の就任後、かなり大きくなっているのは事実かと思えます。そういった現状を受けまして、町民の声を聞き、効果的な調整を進めていくにはどんな工夫ができるのか、時間をかけ過ぎずに検討してまいりたいと考えております。

今議会は、町議会議員選挙前の最後の定例会となりました。ここにお集まりの皆さんと9月議会でもご一緒できますように願いつつ、議員各位のご奮闘をお祈り申し上げます。

以上で、6月議会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて、令和3年第2回御代田町議会定例会を閉会とします。
大変お疲れさまでした。

閉　　会　　午前10時30分